令和２年度事業計画書

令和２年７月１日から令和３年６月30日まで

1.基本方針

東日本大震災から９年が経過し、宮城県が復興達成の目標とした10年目を迎える。宮城県内の建物、道路等の復旧が進み震災の影響を感じる要素が少なくなっているが、海岸部においては全て復旧したとは言えない。昨年10月の令和元年東日本台風による自然災害、新型コロナウィルス感染症が大流行など、様々な不測な事態が起きた。今後も予断を許さない状況が続く。

令和元年度の事業実績、活動を検証し、令和２年度も公共嘱託登記業務の適正かつ迅速な処理を目指す。そのために、社員の土地家屋調査士としての能力を高め、結集することが大切である。本協会では、常に社員の力の結集できる情報の共有化および組織運営を心がける。また、役員の役割分担を明確にするとともに連携を強化し、運営体制の確立を目指す。

公益目的事業については登記所備付地図作成作業を重点的に取り組む。前年度から引き続き作業を進めている、石巻市内の事業に加え、本年度も石巻市内の事業も受託する機会を得た。石巻地区の社員のみに頼ることなく、全社員の能力を結集し取り組むことが必要である。これまでの地図作成作業の反省点、問題点等を踏まえて改善策の検討を行い、社員が一致団結して、地図作成作業に協力できる体制を作り上げることが必要である。

今期より官公署を対象として、官民境界確認補助業務の受託を推進していく。官公署が民間から民有地と公有地の境界確認申請がなされたときに、官公署の担当職員とともに官民境界の立会いを行い、官公署が官民境界の判断をするための補助を行う作業である。この作業は官公署の代理をするものではなく、必要な調査を筆界調査の専門家である土地家屋調査士が行い、決済に必要な資料・知見を報告書として委託者に提供する。この業務は官公署が保有する財産の保全や管理、また計画する公共事業等と関係が深く、その成果は多くの場面で利用され、効果が期待されるものである。

土地境界や公共嘱託登記に関する普及啓発事業については、平成26年より公開イベント「伊達な地図づくりin宮城」を主催し、年１回開催してきた。定着してきたイベントだが前年度は新型コロナウィルス感染症予防の観点から開催を自粛した。本年度は地図の役割、登記の重要性を啓発し、公益社団法人としての当協会の役割を周知するべく、イベントを開催する。

法令、定款、諸規定の遵守、透明性の高い運営を常に心掛け、官公署はもとより、県民からも信頼され、必要とされる組織として、業務の提案や安定した業務委託を目指し、諸施策に取り組む。

公益目的事業の具体的内容を以下に示す。

(1)公共嘱託登記に係る受託事業

従来の官公署からの受託業務はもとより、大震災や台風大雨等で被災した道路・河川の復旧・復興工事に伴う分筆登記業務等、国、県、市町村の行う震災復興や災害復旧関連の公共事業に伴う調査・測量・嘱託登記手続きの実施

官民境界確認補助業務の受託推進

(2)法務局備付となる地図の作成受託事業

東日本大震災で被害を受けた地域における復旧・復興の加速化を実現するため行う震災復興型登記所備付地図作成作業の実施

地図作成作業の成果の活用（道路境界管理図面の作成等）

(3)登記基準点設置事業

宮城県内に認定登記基準点の設置

(4)境界や公共嘱託登記に関する普及啓発事業

官公署主催の研修会への講師派遣、県民、官公署等へ制度の普及啓発活動

(5)公共嘱託登記事務及び調査測量並びに地図に関する研修事業

当協会が業務を通じて長年培ってきたノウハウを活用して、災害時における筆界復旧のための対応策の研究をはじめ、他団体とも協働して、不特定多数者の多様なニーズに応える研究を進めていく。現在も参加している「宮城県災害復興支援士業連絡会」に、組織として積極的に参加する

2.令和2年度事業計画

《総務関係》

(1)公益社団法人ガバナンスの充実

・各種規則の整備

・法人運営のための情報収集及びスキルアップのための各種説明会、研修会の参加

・社員向けの情報の発信（公嘱かわら版の発行）

・関係団体と情報交換を密に行う

・効率的な会務運営の検討

《経理関係》

(1)公益法人会計基準に沿った適正な会計処理の実施

(2)継続的な出納確認による経理の透明性の確保

(3)公益法人会計の理解を深めるための研修会への参加

(4)月会費未納者ゼロを目指した啓発活動

《業務関係》

(1)公益法人における業務処理体制の整備

(2)地図作成作業業務の効率的な対応検討

(3)公益目的事業遂行のための社員研修

(4)登記基準点の設置

(5)地図作成作業成果を活用して道路境界管理図面の作成等
(6)官公署からの相談対応
《広報関係》
(1)公嘱ニュースの発行（内容の充実）
(2)公益法人に対応したホームページの更新
(3)県民、官公署等への制度の普及啓発活動
(4)研修会への講師派遣